

## 北海道最低賃金の改定について

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 786円

効力発生年月日 平成28年10月1日

・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外など割増賃金は算入されません。

・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

・特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

電話011・709・2311

## 北海道電力からのごお願い

○今冬は、電力の安定供給に最低限必要な供給予備力3%以上を確保できる見通しですが、今冬の電力需給見通しには、これまで同様お客さまが継続している定着した節電効果を見込んでおります。

○お客さまにおかれましては、引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力いただきますようお願いいたします。

○詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

## 「楽しい雪とあばれる雪」

### 暴風雪は危険がいっぱい

北海道は1年の四季がはっきりしていて、冬には雪が降り積もります。私たちは雪が降ることですキーなど、楽しく遊ぶことができますが、激しい風と一緒に降ってくる雪は時々大変な悪さをするところがあります。

平成25年3月2日には全道的に暴風雪となり、吹きだまりや局地的な大雪により9名の方が亡くなる痛ましい災害が発生しました。

このような災害をもたらす暴風雪は「強い冬の気圧配置」と「発達した低気圧」のときに発生しやすくなっています。特に「発達した低気圧」の前兆として、前日に気温が高く暖かいことが多くなります。これからの季節は、気温が高く天気の良い日は、大荒れの前触れかも知れませんので、気象情報で天気を確認するよう心がけましょう。

暴風雪の被害としては、

○吹き溜まり

○暴風や視界不良による歩行困難

難

○暴風による飛散物

○停電

などが考えられますので、目的にあった備えをしておきましょう。

暴風雪に遭遇してしまうと、

★ホワイトアウトにより方向感覚がなくなり、自分の場所が分からなくなる

★車が動かなくなる

★むやみに移動すると更に危険となる場合がある

ので、助けを求めても救助が困難な場合が多くなりますから、そ

の場で自分自身の身を守ることに なります。

一番の方策は外出を控えることです。暴風雪に遭遇した場合はその場にとどまってやり過ごす、むやみに動かさずに天候が回復するまで待つことも方策のひとつです。最新の気象情報入手して、暴れる雪から身を守ってください。

◇問い合わせ先

旭川地方気象台

電話0166・327102

旭川地方気象台ホームページアドレス

<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>

